

## 第9章

## 計画の実現に向けて



## 9.1 各主体の役割分担

地域特性に即した豊かな住生活の実現を図るためには、行政はもとより市民、住宅関連事業者が、次のような役割のもと、連携、協力して取組を進めていくことが必要となります。

### ①行政の役割

市民等のニーズを的確に捉えた施策の展開を図るとともに、積極的な情報提供などにより市民や民間事業者と連携して総合的な住まいづくり・まちづくりを展開します。

このため、情報の少ない市民の支援とあわせて、事業者の法令遵守の徹底を図るなど、健全な住宅市場の形成を促進します。

また、住宅施策を推進していくためには、それを支える安定的な財政基盤が必要であることから、住宅コストの縮減に努めるなど効率的・効果的な事業の推進を図るとともに、地域住宅交付金等の制度の活用を図ります。

### ②民間事業者の役割

住まいにかかわる事業者は、事業活動において法令遵守の徹底に努めるとともに、住宅の設計、建設、販売及び管理の各段階において品質や性能を確保するために必要な措置を適切に行う必要があります。

また、地域社会の一員として積極的に地域活動に参加するとともに、専門的な立場からの助言を行うなど、良好な居住環境の形成に貢献することが求められています。

### ③市民の役割

環境保全や防災、景観などに配慮しながら、長期的な視点に立って質の高い住まいづくりに努めるとともに、地域社会の一員として地域活動や自主的なルールづくりに積極的に参加していくように努める必要があります。

## 9.2 施策実施プログラム

住宅政策の目標達成に向けて、計画的な施策の推進を図るため、施策実施プログラムを以下のとおり設定し、事業の状況については市のホームページ等により公表していきます。

	継続	短期	中期	長期
1 質の高い住宅の整備				
新築・中古住宅における住宅性能表示制度の普及	●			
住宅性能保証制度、住宅完成保証制度、既存住宅保証制度の普及	●			
優良住宅取得支援制度の活用促進	●			
熊本県民間住宅耐震対策事業（耐震診断アドバイザー派遣）の推進	●			
耐震改修促進税制の普及・啓発	●			
耐震改修促進計画に基づく施策の推進	●			
耐震補強への支援			●	
地域住民による住宅の防犯活動に対する支援策の推進			●	
防犯に配慮した住まいづくりへの支援制度の検討			●	
住宅のバリアフリー改修促進税制の普及・啓発	●			
ユニバーサルデザインに関する助成制度の情報提供・普及	●			
住宅用太陽光発電システム設置に関する助成制度の情報提供・普及	●			
住宅の省エネ改修促進税制の普及・啓発	●			
省エネルギーや新エネルギーに関する情報の提供、普及促進		●		
環境共生住宅に関する情報の提供、普及促進		●		
住宅建材のリサイクルに関する普及・啓発		●		
シックハウスやアスベスト等に関する情報提供・啓発		●		
スケルトンインフィル住宅の建設促進			●	
2 良好な居住環境の維持・形成				
がけに近接する住宅の移転に対する補助の活用促進	●			
住宅・住宅地における市民等への防災意識の普及	●			
住宅用火災警報器の普及促進	●			
防災マップ、洪水ハザードマップの作成		●		
住宅密集地における狭隘道路整備方策の検討				●
地域優良賃貸住宅制度活用の検討		●		
子育てに適した空き家情報の提供		●		
定期借家制度の活用促進		●		
3 高齢者・障がい者等に配慮した住宅の確保				
災害弱者緊急通報システムの設置促進	●			
地域福祉ネットワーク事業の推進	●			
高齢者円滑入居賃貸住宅制度、終身建物賃貸借制度、高齢者向け返済特例制度等の情報提供・普及		●		
マイホーム借上制度、リバースモーゲージなどの啓発、制度活用の促進			●	
4 公的賃貸住宅の供給				
需要に応じた公的住宅の供給	●			
新たな役割・ニーズに対応する公的住宅の供給		●		
計画的な公営住宅の集約化		●		
5 住宅市場への情報発信、行政と民間の連携				
空き家情報バンク制度の活用	●			
住み替え情報、中古住宅等の提供		●		
相談窓口の充実	●			
セミナーや相談会の開催		●		
6 住民参加のまちづくり				
住民参加による地区計画等の活用促進		●		
出前講座の開催		●		
景観計画・景観条例に基づく規制・誘導	●			
地域住宅交付金、まちづくり交付金等の活用促進		●		

短期：計画期間（平成 21 年度～平成 30 年度）内に実施する事業（できる限り最初の 5 年間で実施）

中期：最初の 5 年間で検討し、5 年後の計画の見直しを踏まえて、実施可能なものは計画期間後期（平成 26 年度～平成 30 年度）で実施する事業

長期：財政的な面などから計画期間内の実現は困難であるが、長期的に検討していく事業